

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 山梨県中央市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.5 %
全職員	56.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	97.9 %
本庁課長補佐相当職	100.0 %
本庁係長相当職	95.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.8 %
31～35年	98.7 %
26～30年	84.1 %
21～25年	95.6 %
16～20年	87.9 %
11～15年	84.3 %
6～10年	92.3 %
1～5年	90.7 %

【説明欄】

- ・ 比較的給与額の低い任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合は、女性職員が多い。
(会計年度任用職員：男性7%、女性93%)
- ・ 部分休業（育児）を取得しながら勤務する職員の100%が女性職員である。
- ・ 扶養手当の受給者に占める男性職員の割合（男性81%）、住居手当の受給者に占める男性職員の割合（60%）と、世帯主や住居の契約者として男性職員による受給が多い。
- ・ 役職段階別の本庁部局長・次長相当職はすべて男性のため「—%」とした。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。